

料金表 (じぶんでんき)

でんき契約約款（以下「でんき約款」といいます。）における、じぶんでんき（au じぶん銀行株式会社（以下「au じぶん銀行」といいます。）所定の Web サイトを経由して KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）に当社所定の方法で申込を行ったお客さまに対して当社が提供する電気の供給等のサービス（以下「料金表」といいます。）において、当社が定めます。本料金表のほか、当社の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにでんき約款および料金表による電気供給サービスに関連する当社が定める諸規程（当社が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

1 契約種別

この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、でんき約款別表 2（提供エリア）のとおりです。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	じぶんでんき M（北海道） じぶんでんき L（北海道）
	東北電力エリア	じぶんでんき M（東北） じぶんでんき L（東北）
	北陸電力エリア	じぶんでんき M（北陸） じぶんでんき L（北陸）
	四国電力エリア	じぶんでんき M（四国）
	九州電力エリア	じぶんでんき M（九州） じぶんでんき L（九州）

1-1 じぶんでんき M

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

北海道、東北、北陸、九州	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
四国	使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、北陸、九州	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。

(4) 料 金

基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（じぶんでんき M 料金表）のとおりいたします。

料金は、2（じぶんでんき M 料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

1 - 2 じぶんでんき L

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

基本料金および電力量料金は 3（じぶんでんき L 料金表）のとおりといたします。

料金は，3（じぶんでんき L 料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1) 二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

2 じぶんでんきM料金表

(1) じぶんでんきM（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	310円00銭
契約電流15アンペア	465円00銭
契約電流20アンペア	620円00銭
契約電流30アンペア	930円00銭
契約電流40アンペア	1,240円00銭
契約電流50アンペア	1,550円00銭
契約電流60アンペア	1,860円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円79銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27円50銭
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30円89銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	228円00銭

(2) じぶんでんきM（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	300円00銭
契約電流15アンペア	450円00銭
契約電流20アンペア	600円00銭
契約電流30アンペア	900円00銭
契約電流40アンペア	1,200円00銭
契約電流50アンペア	1,500円00銭
契約電流60アンペア	1,800円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23円02銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円61銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	238円00銭

(3) じぶんでんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	220円00銭
契約電流15アンペア	330円00銭
契約電流20アンペア	440円00銭
契約電流30アンペア	660円00銭
契約電流40アンペア	880円00銭
契約電流50アンペア	1,100円00銭
契約電流60アンペア	1,320円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円21銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19円75銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21円30銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	164円81銭

(4) じぶんでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円00銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円51銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24円53銭

	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27円72銭
--	---------------------------	--------

(5) じぶんでんきM (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	270円00銭
契約電流15アンペア	405円00銭
契約電流20アンペア	540円00銭
契約電流30アンペア	810円00銭
契約電流40アンペア	1,080円00銭
契約電流50アンペア	1,350円00銭
契約電流60アンペア	1,620円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15円87銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20円96銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23円68銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	286円16銭

3 じぶんでんきL 料金表

(1) じぶんでんきL (北海道)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円79銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27円50銭
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30円89銭

(2) じぶんでんきL（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23円02銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円61銭

(3) じぶんでんきL（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円21銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19円75銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21円30銭

(4) じぶんでんきL（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15円87銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20円96銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23円68銭

4 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、4月の最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金については、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれを1月とみなして上式を適用し、合算して算定いたします。

- (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ じぶんでんきM（四国）

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ じぶんでんきM（北海道）およびじぶんでんきL（北海道）

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ その他の料金種別

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

二 イ、ロまたはハによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

でんき約款17（料金の算定）(1)の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

5 料金等の支払方法

(1) お客さまは、でんき約款17（料金の算定）および18（日割計算）で算定した料金の支払いについて、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

(2) (1)において、料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- (3) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) お客さま等からのお申し出により、当社が承諾した場合には、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。
- (5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料(払込取扱票発行手数料)の支払いを要します。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円

- (6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

6 延滞利息

お客さまは、料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

7 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、じぶんでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし、1の料金算定期間に4月の検針日および4月の検針日の前日のいずれも含む場合は、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて4(日割計算の基本算式) (1)を準用し、合算して算定いたします。この場合、「日割計算対象日数」は、「4月の起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

8 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α, β, およびγは, 契約種別ごとに以下の通りといたします。

じぶんでんきM (北海道) じぶんでんきL (北海道)	α=0.4699	—	γ=0.7879
じぶんでんきM (東北) じぶんでんきL (東北)	α=0.1152	β=0.2714	γ=0.7386
じぶんでんきM (北陸) じぶんでんきL (北陸)	α=0.2303	—	γ=1.1441
じぶんでんきM (四国)	α=0.2104	β=0.0541	γ=1.0588
じぶんでんきM (九州) じぶんでんきL (九州)	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757

なお, 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格, 1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は, 1円とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は, 契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお, 燃料費調整単価の単位は, 1銭とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

じぶんでんきM (北海道) じぶんでんきL (北海道)	37,200円
じぶんでんきM (東北) じぶんでんきL (東北)	31,400円
じぶんでんきM (北陸) じぶんでんきL (北陸)	21,900円
じぶんでんきM (四国)	26,000円
じぶんでんきM (九州) じぶんでんきL (九州)	27,400円

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、じぶんでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ じぶんでんきM（四国）

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	17銭8厘

ロ イ以外

		税抜額
じぶんでんきM（北海道）	1キロワット時につき	17銭9厘
じぶんでんきL（北海道）		
じぶんでんきM（東北）	1キロワット時につき	20銭1厘
じぶんでんきL（東北）		

じぶんでんきM（北陸） じぶんでんきL（北陸）	1キロワット時につき	14銭6厘
じぶんでんきM（九州） じぶんでんきL（九州）	1キロワット時につき	12銭4厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ じぶんでんきM（九州）およびじぶんでんきL（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下の通りといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

ハ 離島基準燃料価格は、52,500円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額
1キロワット時につき	3厘

(4) 燃料費調整単価の揭示

当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

9 お客さまの情報の利用

でんき約款 38（契約者等にかかる情報の利用）に定めるほか、auじぶん銀行のサービス提供のため、次の各号に定めるお客さまの情報を、当社が、auじぶん銀行へ提供することに同意していただきます。

(1) お客さまの氏名、住所、電話番号

(2) 需給契約の申込を当社にて受け付けた日、需給契約の成立日、需給契約の変更日、需給契約の廃止日、その他需給契約の申込内容

(3) お客さまが需給契約申込の際に指定した銀行預金口座にかかる au じぶん銀行の支店番号および口座番号

(4) お客さまのじぶんでんきのご利用状況

(5) 需給契約に関してお客さまに付与された識別符号

また、au じぶん銀行が適法かつ公正な手段により取得した個人情報、au じぶん銀行が定める個人情報取扱方針に従って適正に取り扱うものとします。

au じぶん銀行 個人情報取扱方針：

<https://www.jibunbank.co.jp/privacy/>

10 収納手数料の負担等

お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2020年12月1日から実施いたします。